

## いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

埼玉県立上尾高等学校(定時制課程)

## 目 次

### いじめ撲滅宣言

はじめに .....	1
第1 いじめの未然防止のための取組 .....	1
第2 いじめ早期発見への取組 .....	1
第3 いじめの早期解決への取組 .....	1
第4 いじめ問題に向けての校内組織 .....	2
第5 いじめ防止対策推進法第28条における 「重大事態」の対応について .....	3
第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策 .....	3
第7 年間行事予定 .....	4

## いじめ撲滅宣言

私たちは、生徒たちが安心して健やかに成長できる社会をつくるために、「いじめは絶対に許さない」、「子供たちを守る」という強い信念、決意のもと、県民総ぐるみでいじめ撲滅に徹底的に取り組むことを宣言します。

学校では、「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こり得る」との認識のもと、いじめの未然防止に全力で取り組みます。

いじめを発見したら、関係機関と協力して早期解決を図るとともに、被害にあった生徒に全力で寄り添い守ります。

家庭、地域、県や市町村、関係団体では学校の組織的な取組を全力で支援します。

家庭では、他人を思いやる大切さや生命の大切さを教えるとともに、いじめから我が子を守ります。

我が子がいじめをしたら本気で叱り、迅速な対応を行います。

地域では、「地域の子供は地域で育てる」という認識のもと、学校や家庭と連携し、それぞれの役割に応じていじめ撲滅に積極的に関わります。

県や市町村、関係団体では、「いじめ問題は社会全体で取り組むべき課題である」という意識の醸成を図るとともに、あらゆる方策を講じて未然防止・早期発見・早期解決に全力で取り組みます。

彩の国生徒指導ハンドブック  
～いじめ・自殺・暴力行為の予防に向けて～  
ニューアイズから抜粋

## はじめに

県立上尾高等学校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校の実情に合わせて、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのために、「いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針」を策定するものである。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 第1 いじめの未然防止のための取組

本校は、全職員がいじめ問題に無関係である生徒はいないとの認識のもと、いじめ対策会議、生徒指導部等で、以下の取組を計画的に実施し、併せて評価・改善を行っていく。

- (1) 生徒指導部を中心に、「他人の痛みがわかる教育」の推進を通して、いじめの防止等に向け生徒一人ひとりの意識の啓発を図る。
- (2) 生徒会では、各種行事等、生徒の自主的な活動を通じて、いじめ撲滅を支援していく。
- (3) 渉外部を中心に、いじめ防止のための保護者の役割について啓発を図る。
- (4) いじめ対策会議では、「いじめ防止等の基本的な方針」に沿って、本校の取組について、評価・改善を行う。

## 第2 いじめ早期発見への取組

本校では、「いじめを絶対に許さない」という強い信念に基づき、生徒が安心して学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指し、全職員が以下の取組を実践していく。

- (1) 「生徒対象いじめ等調査」を年2回（7月、12月）を実施する。
- (2) 各年次で年次集会等を活用していじめ防止に向けての啓発を行う。
- (3) 日々の打ち合わせで情報交換を実施し、生徒の出すサインを共有する。(通年)
- (4) 個別面談を学期の初めと終わりに実施する。

## 第3 いじめの早期解決への取組

本校は、全職員が、生徒のささいな変化に気づき、生徒の現状を全職員で情報共有し、それに基づき速やかに対応するため、以下の取組を実践する。

- (1) いじめ対策会議、生徒指導部は、いじめ防止に関する評価・検討を学期毎に行う。
- (2) 問題を抱えている生徒の現状について、全職員で情報交換し、共通指導ができるように情報共有を図る。
- (3) スクールカウンセラーの活用やいじめ相談窓口の設置により、生徒・保護者がいじめに係わる相談ができるような相談体制を確立する。

## 第4 いじめ問題に向けての校内組織

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校では、生徒指導部が中心となり「いじめ対策会議」を組織し対応にあたる。

### (1) 構成員

この会議の構成員には、管理職、生徒指導主任、担任、養護教諭、であり、個々の事案により副担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。また、必要に応じて心理や福祉の専門家や「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を県教育委員会に要請する。

### (2) 活動内容等

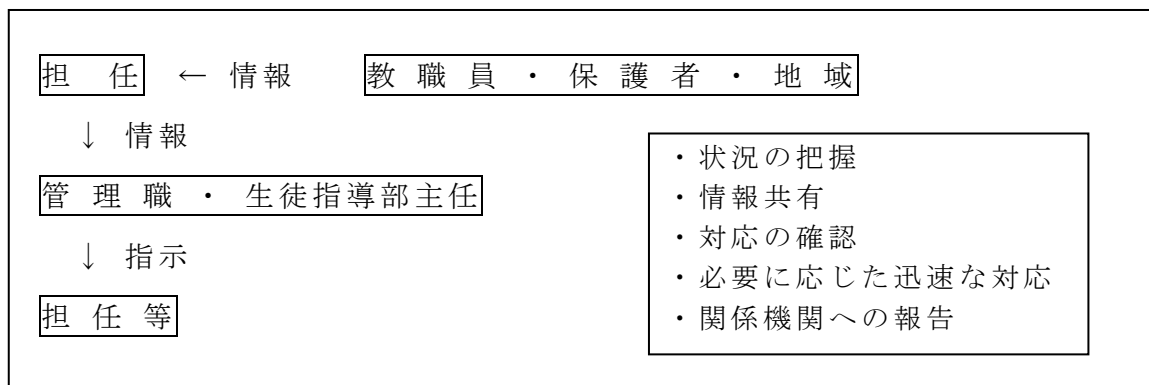
- ア いじめ防止に関する取組を計画・実施する。
- イ 家庭や地域、関係機関との密接な連携を図る。
- ウ いじめ発生時に中心となり対応する。

### (3) 開催について

いじめ防止に関する活動及び事例に応じて適宜開催する。また、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

### (4) いじめに対する初期対応

- ア 対応の流れ
  - ・ いじめ情報のキャッチ（認知）
  - ・ 報告（憶測を入れずに事実を報告）
- イ 教職員の動き等



### ウ 留意点

- ・ 小さな危機を見逃していないか。見て見ぬふりをしていないか。
- ・ 訴えには「あなたを全力で守り抜く」決意とメッセージを伝える。

## 第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

### (1) 重大事態の意味

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が、当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

### (2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、埼玉県教育委員会を通じて埼玉県知事へ事態発生について報告する。

## 第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないように情報モラルの徹底を図る。

- (1) 携帯電話安全教室等、ネット問題についての生徒向け講演会等を実施する。
- (2) 保護者の協力を得るため、意識啓発等の各種資料を学校来校時に配布し、説明を行う。

## 第7 年間行事予定

月	取 組 内 容
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1学年にいじめ防止教育（生徒指導部）</li> <li>・ 始業式で生徒指導主任による講話</li> <li>・ いじめ防止教育（年次・生徒指導部）・個別面談の実施（担任）</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 携帯電話安全教室にて、ネットいじめ等の内容実施（教務部）</li> <li>・ P T A理事会において保護者と学校の連携強化（渉外部）</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回教育懇談会にて保護者へ対しての情報提供及び情報交換</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別面談の実施（担任）</li> <li>・ 生徒対象いじめ等調査の実施及び対応</li> <li>・ 終業式で生徒指導主任による講話</li> <li>・ 「学校いじめ防止基本方針」1学期評価・改善検討</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 始業式で生徒指導主任による講話</li> <li>・ 在り方生き方教育にて、「明日をめざして」等を活用した時間 (教務部・人権教育)</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒会によるいじめ撲滅運動（特別活動部）</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2回教育懇談会にて保護者へ対しての情報提供及び情報交換</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒対象いじめ等調査の実施及び対応</li> <li>・ 個別面談の実施（担任）</li> <li>・ 終業式で生徒指導主任による講話</li> <li>・ 「学校いじめ防止基本方針」2学期評価・改善検討</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 始業式で生徒指導主任による講話</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「いじめ対策会議」年間評価</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 終業式で生徒指導主任による講話</li> </ul>